

## あがらの御坊みんなで応援商品券交付事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の拡大防止に要する家計負担及び地域経済の収縮に伴い売上が減少している市内事業所の状況に鑑み、新たな生活様式に向けた家計への支援及び地域経済の消費活性化を促進するため、あがらの御坊みんなで応援商品券（以下「商品券」という。）を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「特定取引」とは、商品券を対価の弁済手段として使用される物品の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。

2 この要綱において「特定事業者」とは、特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

### (商品券の交付等)

第3条 市長は、令和2年7月1日（以下「基準日」という。）現在において本市住民基本台帳に記録されている者（以下「交付対象者」という。）に対して商品券を交付する。ただし、交付対象者が基準日以降に死亡し、かつ、本市の商品券の発送日（当該発送日が複数ある場合は、最初の発送日）の前日までにその交付対象者の属する世帯が消滅したときは、これを交付しない。

2 商品券の交付額は、交付対象者1人につき1万円とする。

3 商品券1枚当たりの券面額を500円とし、10枚綴りを2組として交付する。

4 商品券の交付は、本市から交付対象者の属する世帯の世帯主宛に、世帯全員分を一括して発送する。ただし、交付対象者のうち、御坊市特別定額給付金給付事業において、御坊市特別定額給付金給付事業実施要綱（令和2年5月1日施行）第4条第2項に規定するDV等避難者及びそ

の同伴者、同条第3項に規定する施設入所等児童等、同条第4項に規定する措置入所等障害者・高齢者等として措置した者について、商品券の交付時においても同様の措置を行うことが妥当であると市長が認めるときは、当該交付対象者に対し、当該交付対象者を含む世帯とは別に商品券を送付することができるものとする。

- 5 宛先不明等により商品券が本市に返戻されたときは、第5条に掲げる使用期間内は市長が商品券を保管し、使用期間を過ぎたときにこれを処分する。
- 6 交付対象者が商品券を紛失、滅失又は盗難されたときは、商品券の効力を無効とする。この場合において、商品券の再発行は、認めない。  
(商品券の使用範囲等)

第4条 商品券は、交付対象者本人又は代理人に限り特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 前項の規定に関わらず、次に掲げる取引については商品券を使用することはできない。
  - (1) 現金（電子マネーを含む。）との引換え
  - (2) 不動産や金融商品
  - (3) たばこ
  - (4) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
  - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊戯をさせる営業並びに同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
  - (6) 国税、地方税、使用料等公租公課
  - (7) 特定の宗教又は政治団体と関わるもの
  - (8) 公序良俗に反するもの
- 3 特定取引に使用された商品券の券面記載の合計額が取引の対価を上回るときは、特定事業者は上回る額に相当する金銭の支払いは行わないものとする。
- 4 交付対象者は、商品券の転売、譲渡及び換金を行ってはならない。  
(商品券の使用期間)

第5条 特定事業者において商品券を使用することができる期間は、令和2年10月1日から令和3年2月28日までとする。

(特定事業者の登録等)

第6条 特定事業者として登録を希望する者は、あがらの御坊みんなで応援商品券取扱店登録申請書兼誓約書(様式第1号。以下「申請書」という。)を令和2年7月27日から令和2年8月14日までの間に市長に提出するものとする。この場合において、申請書の提出については、直接窓口においての提出又は郵送による提出のいずれかによるものとする。

2 特定事業者として登録できる者は、市内に事業所、店舗等を有する者とし、複数の店舗等を持つ者は、店舗ごとに登録するものとする。ただし、次に掲げる事業者を除く。

(1) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に該当する店舗(ただし、市内に本店のある事業所及び店舗内のテナント事業者を除く。)

(2) 性風俗店

(3) パチンコ店、マージャン店及びこれらに準ずるもの

3 市長は、第1項による申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、その内容が適当と認められたときは特定事業者として登録し、その者にあがらの御坊みんなで応援商品券取扱店認定証(様式第2号。以下「認定証」という。)を交付する。なお、市長は、登録しないことを決定したときは、その者に理由を付してあがらの御坊みんなで応援商品券取扱店不認定通知書(様式第3号)により通知する。

(特定事業者の責務)

第7条 特定事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 特定取引において商品券での支払いを拒んではいけない。ただし、商品券の破損、汚損等が著しいときはこの限りでない。

(2) 第4条第2項に規定する取引に関して商品券を使用しないこと。

(3) 第5条に規定する使用期間を経過した特定取引に使用しないこと。

(4) 商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。

(5) 市と適切な連携体制を構築すること。

- (6) 使用後の商品券の保管は、自らの責任において行うこと。
- (7) 御坊市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団等」という。）でないこと、並びにこれらの者と密接な関係を有するものでないこと。

(8) その他市長が定める事項

- 2 市長は、特定事業者が前項に規定する事項に反する行為を行ったときは、特定事業者の登録を取り消すことができる。

（商品券の換金）

第8条 市長は、特定取引で使用された商品券の券面額を特定事業者に支払うものとする。この場合において、市長は、券面額の1割分に相当する金額を加算するものとする。

- 2 特定事業者は、商品券を換金するときは、あがらの御坊みんなで応援商品券換金請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に請求するものとする。

(1) 第6条第3項の規定により交付された認定書の写し

(2) 特定取引で使用された商品券。なお、商品券の裏面には特定事業者名を記入又は押印するものとする。

- 3 市長は、前項による請求書を受理したときは、速やかに内容を審査し、その内容が適当と認められたときは、1月以内に特定事業者の指定する口座に振り込むものとする。

- 4 特定事業者は、第2項による請求書の提出を令和3年3月15日までにを行うものとする。

（広報等）

第9条 市長は、商品券交付事業が円滑に実施できるよう広報その他の方法により住民への周知を行う。

- 2 市長は、本事業を装った個人情報の搾取や詐欺行為を未然に防止するため、各種広報媒体を利用した広報啓発を実施し、住民に対する注意喚起に努めるものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、商品券の交付に関し必要な事項

は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月20日から施行する。